

標準様式第2号（第8条関係）

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和7年11月19日

足立区長 近藤 弥生

1 業務概要

（1）業務名 足立ブランド認定推進事業のPRに係る運營業務委託

（2）業務内容

- ・ 足立ブランド及び認定企業のPR用媒体の作成
- ・ 見本市出展に係るPRプログラムの実施業務
- ・ 足立ブランド専用HP・SNSの運營業務
- ・ 足立ブランドの認知度向上を目的とする新規PR事業の実施 等

（3）履行期限 令和9年3月31日

2 提案限度価格等

（1）提案限度価格 21,190,000円（消費税相当分を含む）

（2）最低制限価格 なし

3 資格要件、選定基準及び評価基準

（1）提案書の提出者に要求される資格要件

- ①当該業務における足立区での競争入札参加資格を有していること。
 - ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。
 - ③公表日以後に足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
 - ④国若しくは他の自治体から入札参加停止及び指名停止の措置を受けていないこと。
 - ⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
 - ⑥暴力団員による不当の行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、区長に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ⑦無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
 - ⑧ISO27001またはプライバシーマークで規定している体制を社内で運用していること
- （2）提案書の提出者が、契約締結までの間に上記（1）の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様とする。

(3) 提案書の提出者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	指標	評価配分
経営状況	経営状況は安定しているか 経営状態は良好か	過去３年間の財務諸表の分析 （税理士による診断結果）	１０％
業務遂行力１	業務遂行体制は妥当か	配置予定の担当者の経験等	２０％
業務遂行力２	当該業務を達成できる時間があるか	配置予定の担当者の業務量・ 実施体制・当業務への選任性	２０％
瑕疵担保力	瑕疵に対する責任をとれるか	賠償責任保険の加入の有無	５％
業務技術力１	ＰＲ及びブランディングに資する 業務の実績	同種、類似業務の実績	２５％
業務技術力２		自治体等への業務実績	２０％
合計			１００％
区内業者	区内に本店がある業者に１０％を加点する		＋１０％

※ 提案書提出者の選定については原則、全選定委員の評価の合計点が6割以上の上位から5者までとする。

(4) 提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価の視点	指標	評価配分
業務運営力	明確で適切なコンセプトと工程の妥当性	・業務内容全体をととしたコンセプトが適切か ・3年間の実施計画に実現性、具体性があるか ・業務全体の実施手順、実施体制及び工程が有効で実現性があるか ・アドバイザーとしての能力を持ち、認定企業をつなげていく様々な機関のネットワークを構築できるか	15%
提案内容	P R 用媒体の作成に関する提案	・足立ブランド及び認定企業の魅力を正しく伝える内容となっているか ・従来と比較し、P R 効果の向上が期待できる内容となっているか ・適切な人材が配置されているか	10%
	見本市出展に係るP R プログラムに関する提案	・ブースデザイン等の作成にあたり、適切な人材が配置されているか ・出展効果の向上が期待できる内容となっているか ・出展効果について適切な測定手法が設定されているか	10%
	足立ブランド専用ホームページ・SNS等の運営に関する提案	・足立ブランド及び認定企業の魅力を正しく伝える内容となっているか ・運営にあたり、適切な人材が配置されているか ・従来と比較し、P R 効果の向上が期待できる内容となっているか	10%
	新規P R 事業の実施	・新たなP R 効果の期待できる内容となっているか ・他の地域ブランドとの差別化が図れる内容となっているか ・P R 効果の高い認定企業のノベルティ製品等を活用するP R 方法が提案されているか ・提案者の強みが活かされているか	25%
	新たな業務に関する提案	・設定された成果指標が妥当か ・認定企業の情報やブランドの活動を把握するための会議や交流会等への出席が可能か ・指定した内容以外の有効で新たな提案があるか	15%
プレゼンテーション	説得力・資料調整力	プレゼンにおける説明能力や業務への意欲、論理性、態度、資料の正確性等	10%
コスト	コストは妥当か	提案見積価格（総額）	5%
合計			100%

業者及び業務の条件	加点 (%)
区内に本店があり、対象業務区域が区内である場合	5
区内に本店があり、対象業務区域が区外である場合	4
区内に支店があり、対象業務区域が区内である場合	3
区内に支店があり、対象業務区域が区外である場合	2

4 手続き等

(1) 担当課(所)

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

足立区産業経済部産業振興課ものづくり振興係(足立区役所 南館4階)

電話 03-3880-5869(直通) 担当 大崎・関谷・松藤

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 令和7年11月19日(水)から12月2日(火)まで

イ 交付場所 4(1)に同じ。

ウ 交付方法 希望者に直接交付する。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和7年12月3日(水)午後4時30分まで

イ 提出場所 4(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法(予定)

ア 提出期限 令和8年1月23日(金)午後4時30分まで

イ 提出場所 4(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

5 その他

提案書特定者とは令和8年度委託契約終了後、成績優秀な場合は「1年を1単位として、2回に限り」継続することができる。ただし、令和9年度以降の予算が成立していないため、提案書特定者との令和9年度以降の契約が行えないことがある。また、これによる損失等の補償はできない。

その他詳細は、説明書の13「その他の留意事項」を参照のこと。